

第 5 2 号議案

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年亀岡市条例第 3 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年亀岡市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条及び第 1 9 条中「第 8 条第 2 3 項」を「第 8 条第 2 4 項」に改める。

第 6 8 条第 1 項中「第 8 条第 1 9 項」を「第 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 4 項」を「第 8 条第 2 5 項」に改める。

第 8 1 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介

護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第81条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第90条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第112条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第132条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第153条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。